

令和元年10月より、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されました。併せて、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもたちの利用料も無償化されました。無償化に伴う施設等の認定及び給付については、下記のとおりとなります。
(ここでいう「〇歳児」とは、園を利用する年度における4月1日時点での、クラス年齢を指します。)

	板野町立幼稚園		認定こども園 (幼稚園部分)		新制度未移行園 (私学助成幼稚園)		認可外保育施設	板野町立保育園
	教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育		
3歳～5歳児	教育・保育給付認定 【4歳～5歳児※①】 保育料無料 給食費無料	【4歳～5歳児※①】 利用料無料	教育・保育給付認定 保育料無料 給食費実費	施設等利用給付認定 利用料無料 (上限11,300円/月)	施設等利用給付認定 保育料無料 (上限25,700円/月) 給食費実費	施設等利用給付認定 利用料無料 (上限11,300円/月)	施設等利用給付認定 利用料無料 (上限37,000円/月)	教育・保育給付認定 【3歳児※②】 保育料無料 主食・副食費無料
住民税非課税世帯の 満3歳児			教育・保育給付認定 保育料無料 給食費実費	施設等利用給付認定 利用料無料 (上限16,300円/月)	施設等利用給付認定 保育料無料 (上限25,700円/月) 給食費実費	施設等利用給付認定 利用料無料 (上限16,300円/月)	施設等利用給付認定 利用料無料 (上限42,000円/月)	教育・保育給付認定 保育料無料 主食・副食費無料
住民税非課税世帯の 0歳～2歳児 (満3歳児を除く)							施設等利用給付認定 利用料無料 (上限42,000円/月)	教育・保育給付認定 保育料無料 主食・副食費無料
保育の必要性の 認定		当該幼稚園児であれば誰でも利用可		保育の必要性の 認定が必要		保育の必要性の 認定が必要	保育の必要性の 認定が必要	保育の必要性の 認定が必要
連絡事項	住民登録のある入園適齢児には、 11月上旬に、入園案内を郵送します。		町内に認定こども園はありません。 町外の認定こども園へ入園予定の方は、 町教育委員会までご連絡ください。		町内に私立幼稚園はありません。 町外の私立幼稚園へ入園予定の方は、 町教育委員会までご連絡ください。		認可外保育施設を 利用予定の方は、 住民課までご連絡 ください。	申込書は、 板野保育園または 住民課に置いて います。
お問い合わせ先	板野町教育委員会 TEL 672-0136		板野町教育委員会 TEL 672-0136		板野町教育委員会 TEL 672-0136		板野町役場住民課 TEL 672-5984	板野町役場住民課 TEL 672-5984

※① 町立幼稚園の受入れは、4歳～5歳児です。板野東幼稚園大坂分園のみ3歳児を受入れしています。

※② 町立保育園の受入れは、0歳～3歳児です。

1号認定・新1号認定
2号認定・新2号認定
3号認定

認定を受けなければ、無償化の対象とはなりません。

町立幼稚園の預かり保育については、従来より利用料無料で保育の必要性は問わないため、認定はしていません。

◎板野町では、子育て支援のひとつとして、令和元年10月より、町立幼稚園・保育園の給食費(主食費・副食費)は、無償化しています。